

2022 年 10 月 25 日
令和 4 年度選挙管理委員会

令和 5 年度 PTA 役員候補者からの除外について

PTA 会員の皆様へ

10 月 20 日付で配布した「令和 5 年度桃井第三小学校 PTA 役員候補者の決定」について選挙規定第 4 項の適用（候補者からの除外）についてご指摘をいただきました。

除外意思表示した方（役員経験者）で役員候補者になった方を選管にて除外し
会員の皆様へお知らせしましたが（候補者一覧の下に記載）

正しくは、「役員候補者に選出された場合、その後に第 4 項の適用ができる」でした。
会員の皆様にわかりにくかった部分があり、申し訳ございません。

そのため正式に選挙規定第 4 項の適用を希望する場合

下記をご確認のうえ、期限までにご連絡くださいますようお願い致します。

1 選挙管理委員が設定した期間に選挙規定第 4 項に基づく除外意思を事前に申し出た方で候補者となった方は以下の通りです。

有川 潤、一色知世、榎本麗子、小田部明香、郡司達也
齊藤真由美、新屋弥生、本村由美

選挙規定第 4 項の適用意思を確認致しますので、恐れ入りますが
選挙管理委員までメール（momo3.pta.senkan@gmail.com）でご連絡ください。

（回答期限：10 月 31 日(月)）

ご連絡がない場合には、選挙規定第 4 項の適用を希望しないものとして
互選会のご案内を 11 月 1 日以降に送らせていただきます。。

（第 1 回互選会は、11 月 11 日・12 日（金・土）午前に開催予定）

2 10 月 20 日付の役員候補者決定において候補者の一覧にお名前のある方で
選挙規定第 4 項の適用を希望する方（PTA 役員経験者）は

10 月 20 日付けで候補者に配布した「令和 5 年度 PTA 役員選出のための互選会の開催」
にある Google フォームのコメント欄でその旨ご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、選挙管理委員までご連絡いただきたくお願い申し上げます。

桃井第三小学校 PTA

会長 郡司 達也

選挙管理委員長 秋山 薫

添付資料：なし